

令和7年10月 河北町農業委員会総会（第10回）

令和7年10月27日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番 岡崎 学 委員	2 番 布川 峯夫 委員	3 番 押野 利浩 委員
4 番 関 紀子 委員	5 番 奥山 ちか子 委員	6 番 木嶋 啓治 委員
8 番 安部 敏明 委員	9 番 高橋 清 委員	10 番 逸見 三和子 委員
11 番 奥山 喜幸 委員	12 番 後藤 慶治 委員	

◎ 欠席委員氏名（1名）

7 番 堀 和彦 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長

嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年10月27日（月曜日）午後2時 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

2 番 布川 峯夫 委員 4 番 関 紀子 委員

日程第2 議案の審議

報第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

おつかれ様でございます。定刻になりましたので只今から令和7年10月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

2番 布川 峯夫 委員 4番 関 紀子 委員お願いいたします。

それでは、早速、日程第2、議案の審議にはいります。報第19号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。報第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、はじめに、申請番号57番 所在地 大字溝延字小堤●●、田、ほか12筆、合計12,446㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後は、自作するとのことです。

次に、2ページをお開きください。申請番号58番ですが、届出人の欄が空欄になっておりますので、申し訳ございませんが追記をお願いいたします。届出人のお名前は●●さんです。資料の5ページをお開きいただきますと、申請番号112番の渡し人に ●●さんとありますが、この方になりますので住所お名前を追記していただきますようお願いいたします。

それでは説明させていただきます。資料の2ページ、申請番号58番 所在地 谷地字東●●、田、ほか2筆、合計3,667㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、姪の●●さんが相続されました。取得後は、あっせんを希望されておりました、隣接地を耕作している●●さんにお声がけさせていただいております。

次に、申請番号59番 所在地 西里字白山堂●●、田、ほか5筆、合計8,479㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作と賃貸借契約をしているところは継続して耕作をお願いするとのことです。

次に、申請番号60番 所在地 西里字土入●●、畑、ほか1筆、合計3,023㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、あっせんを希望されています。

申請番号61番 所在地 谷地字下野●●、畑ほか6筆、合計8,842㎡です。所有者 ●●さ

んが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作することです。

次に、申請番号 62 番 所在地 大字吉田字原ノ内●●、畑、ほか 15 筆、合計 21,067 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作と賃貸借契約をしているところは継続して耕作をお願いすることです。

次に、4 ページをお開きください。申請番号 63 番 所在地 谷地字下釜●●、畑ほか 1 筆、合計 1,117 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後は、あっせんを希望されています。

次に、申請番号 64 番 所在地 西里字慶光寺●●、畑ほか 1 筆、合計 2,023 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、草刈り等の管理をするということですが、あっせんを希望されています。

次に、申請番号 65 番 所在地 谷地荒町東二丁目●●、畑、515 m² 1 筆です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後は、自作することです。

以上 9 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

私からいいですか。60 番、登記簿上は原野、現況が畑、これも農業委員会で取り扱うのか。

○ 事務局（嶋田）

農地法においては、登記簿上の地目ではなく現況地目で判断となります。現況が田または畑であれば農業委員会の許可が必要になります。

○ 議長（会長）

登記が原野で現況も耕作できなくなり原野化したらどうなるのか。

○ 事務局（嶋田）

農業委員会で非農地証明や非農地判断をすることになると思います。

○ 議長（会長）

皆さんの方からなければこのように進めてください。

次に進みます。報第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明を

お願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

報第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、5 ページをお開きください。
申請番号 112 番、所在地 谷地字東●●、田、ほか 2 筆、合計 3,667 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 113 番及び 114 番、所在地 谷地字十二堂●●、田 941 m²、1 筆です。渡し人●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議案件になりますが、売買のためです。

次に、資料の 6 ページをお開きください。申請番号 115 番及び 116 番、所在地 大字吉田字原ノ内●●、畑ほか 7 筆、合計 6,536 m²です。相続により所有者と耕作者が同一になったため中間管理事業での契約を解約するものです。

次に、申請番号 117 番及び 118 番、所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑ほか 3 筆、合計 1,202 m²です。相続により所有者と耕作者が同一になったため中間管理事業での契約を解約するものです。

次に、申請番号 119 番及び 120 番、所在地 大字吉田字霊堂●●、田 2,988 m²のうち 75 m²です。●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、古佐川河川整備事業に係る用地買収のためです。

以上 9 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、皆さんから何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めてください。

次に移ります。議第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、議第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、8 ページをお開きください。

申請番号 53 番、贈与による所有権移転です。所在地 谷地字高嶋●●、畑、211 m²、1 筆で

す。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、弟の●●さんがこれまで耕作管理されていたのですが、今後は兄の●●さんが耕作管理をされるということで、登記簿の名義もあわせて変更するためです。

次に、申請番号 54 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字下野●●、畑ほか 1 筆、合計 652 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 55 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字十二堂●●、田ほか 1 筆、合計 1,776 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止とのことです。

次に、申請番号 56 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字山王●●、畑ほか 1 筆、合計 2,367 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

申請番号 57 番、贈与による所有権移転です。所在地 谷地字沢畑●●、ほか 2 筆、合計 1,470 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、事情により土地の名義を奥様に変更するためとのことです。

次に、申請番号 58 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字山王●●、ほか 1 筆、合計 5,188 m²です。渡し人は●●さんの破産管財人●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、破産者が所有する財産の処分のためと受け人の経営面積拡大のためです。

次に、申請番号 59 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字東●●、畑ほか 2 筆、合計 507 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、資料の 10 ページをお開きください。申請番号 60 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字東●●、田、2,263 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、高齢による経営縮小のためとのことです。

以上 8 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告をお願いします。

○ 安部委員

53 番ですが、ご実家の裏にある畑で現在は自家用の畑になっていてきれいに管理されていました。兄弟間での土地のやり取りということで今後も耕作管理をしてくれるのではないかと思います。

次に 55 番、現在、●●さんが管理されていて 1 筆は大豆を植えているのですが、あまりうまく育っていなくて、もう 1 筆も管理はされてるようなのですが雑草の生えた畑のような状態になっていたのも、これから買う●●さんはかなりきれいに管理されている方なので問題ないと思います。

最後に 57 番、旦那さんから奥さんに名義が変わるということで、現地は道路に付いていないので他の方の家の敷地を通らないと農地に行けないような感じになっていて、現地確認も実際許可をもらって通らせてもらって行ったんですけど、今は雑木がちょっとと、他はほとんど蕨園になってまして、通らせてもらった家の方が頼まれているわけではないんですけども、蕨を取らせてもらっているのも雑木を倒したり管理をしているということでした。引き続き管理していくような感じでしたが、注意して見守っていこうかなと思っております。

布田の方は柿木が 2 本植えられているほかは何も植えられてはいませんが、草もなくきれいに管理はされていました。以上です。

○ 議長（会長）

54 番お願いいたします。

○ 布川委員

54 番、見てきましたがきれいに整地になっておりました。

次 56 番、これは草刈っていて今のところは何も植えられてなくてきれいになってました。

次に、58 番は、りんごの果樹園なんですけど 3 年前くらいから消毒もしないで荒れて手入れになっておりませんでした。

次の 59 番、こちらはきれいに管理になっておりました。

60 番ですけども、現在手が回らなくて豆畑担っていますけども荒れていまして、今後受け手が耕作したらちゃんとなると思います。以上です。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。

何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。

次に移ります。議第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、議第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、議案書の 11 ページをご覧ください。申請番号 9 番、売買による所有権移転です。所在地、谷地荒町東二丁目●●、現況雑種地、52 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●さんです。申請理由につきましては、住宅敷地が手狭になったため、隣接地である申請地を駐車場として利用する計画です。こちらの申請は、先月の総会で審議可決いただきました事業計画変更申請と同一の内容になります。先月、県へ申請書の進達をしたところ、事業計画変更申請とあわせて 5 条の許可申請を提出していただきたいということで、改めて 5 条の許可申請をしていただいたものです。12 ページが案内図で、13 ページが字切図、14 ページが土地利用計画図になります。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。

○ 木嶋委員

現地調査行ってきました。書類上の不足分ということで現地は問題なかったと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦勞様でございました。この件に関しても、このように進達したいと思います。
これで報告、審議を終了します。
以上で総会を終了いたします。

午後 2 時 3 8 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
